

令和7年度第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月5日（火）15時30分～16時09分

2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室

3. 議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 9件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 4件
議案第3号 農業経営改善計画について
議案第4号 青年等就農計画について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画について

4. 報 告 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 4件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 6件
報告第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る照会について 1件

5. 出席委員 13名

会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、4番農宮弘子、5番平山光子、7番池田繁雄、9番石井政樹、10番市原勉、11番齊藤ひろ子、12番子安明宏、14番片岡孝、15番戸田敏一

6. 欠席委員 2名

6番篠崎輝武、13番秋山美徳

7. 事務局 山老事務局長、小川主査

8. 議事録

議 長 委員定数15名中、13名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和7年度第5回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、10番市原委員と11番齊藤委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、5議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、9件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、4件、議案第3号、農業経営改善計画について、議案第4号、青年等就農計画について、議案第5号、農用地利用集積等促進計画について、でございます。

 なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和7年7月30日午前9時より、1班の中田委員、農宮委員、吉井会長、戸田委員にご出席いただき、実施いたしました。また、篠崎委員については、都合により欠席でございました。

 以上、ご報告申し上げます。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

 申請番号1につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

4 番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は押堀字能代の田、967平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻を予定しています。7月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきましても、農宮委員より意見発表をお願いします。

4 番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は押堀字椎ノ木、現況畑、16平方メートルと、押堀字六升蒔の畑2筆、1,081平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により農業経営を縮小したいため、譲受人は申請地が自宅から近く作業がし易いためです。営農計画においては、ねぎ、きゅうり、ナス、トマトの作付を予定しております。7月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号3につきまして、私より意見発表をします。

8 番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は関内字高畑の田、現況畑2筆423平方メートルの農地

です。申請理由は、高齢の父親より娘への贈与ということでございます。営農計画においては、ナス、きゅうり、じゃがいも、さつまいも、ピーマン等の作付を予定しております。7月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号4につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

15番 番号4について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は薄島字南小沼の田1筆995平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は離農のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画については水稻を予定しています。7月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号5につきましても、戸田委員より意見発表をお願いします。

15番 番号5について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は薄島字北沼の田1筆995平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画では水稻を予定しています。7月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号6につきまして、私より意見発表をします。

8番 番号6について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は御門字蛇喰沼(じゃばみぬま)の田1筆432平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は離農のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画では水稻を予定しています。7月30日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号7につきまして、中田委員より意見発表をお願いします。

3番 番号7について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移

転の申請です。申請地は大豆谷字谷前の田 1 7 5 平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により離農するため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画では水稻を予定しています。7 月 3 0 日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は 3 条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次、申請番号 8 につきまして、私より意見発表をします。

8 番 番号 8 について説明いたします。本件は、農地法第 3 条の規定による所有権移転の申請です。申請地は前之内 1 筆、二又 6 筆、田間 1 筆、合計 8 筆、内訳として田 7 筆 5, 4 6 8 平方メートル、畑 1 筆 2 8 7 平方メートル、合計 5, 7 5 5 平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢で農業従事が出来ないため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画では田は水稻、畑は榎の植え付けを予定しています。7 月 3 0 日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は 3 条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次、申請番号 9 につきまして、中田委員より意見発表をお願いします。

3 番 番号 9 について説明いたします。本件は、農地法第 3 条の規定による所有権移転の申請です。申請地は田中字曲田の田 2 筆 4, 2 6 9 平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は贈与、譲受人は同じく贈与のためです。営農計画では水稻を予定しています。7 月 3 0 日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は 3 条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の 4 ページから 6 ページをお願いいたします。

申請番号 1 は、売買による所有権移転の申請です。場所は、ケーズデンキ東金店の南東、2 5 0 メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3 条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号 2 は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、押堀の最教寺の南、約 3 0 0 メートル及び南西、約 2 5 0 メートルに位置しています。譲渡人は高齢による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったも

のです。作付作目は、ねぎ、きゅうり、ナス、トマトです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号3は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、豊成郵便局の北西、約50メートルに位置しています。譲渡人である父から、譲受人である娘に贈与することとなったものです。作付作目は、ナス、きゅうり、じゃがいも、サツマイモ、ピーマンです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号4は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、正気小学校の北東、約600メートルに位置しています。譲渡人は離農のため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号5は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、正気小学校の北東、約800メートルに位置しています。譲渡人は高齢による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号6は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、御門の妙善寺の北西、約700メートルに位置しています。譲渡人は離農のため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号7は、売買による所有権移転の申請です。場所は、北中学校の南西、約200メートルに位置しています。譲渡人は離農のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号8は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東中学校の南東、約450メートルと第3保育所の南、約500メートル、また、二又の集落と真亀川に囲まれた水田地帯に位置しています。譲渡人は高齢等の理由により農業従事の意味がないため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻及び榎です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号9は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、田中公民館の北、約250メートルと北東、約250メートルに位置しています。譲渡人である父から、譲受人である娘へ贈与することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成多数により原案どおり可決されました。
次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。
申請番号 1 につきまして、戸田委員より意見発表をお願いします。

1 5 番 番号 1 について説明いたします。本件は、農地法第 5 条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、薄島字下クネの田 1 筆の 2 1 8 平方メートルの農地です。転用の目的は、駐車場用地であり 7 月 3 0 日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っておりますので許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に申請番号 2 につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

4 番 番号 2 について説明いたします。本件は、農地法第 5 条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、川場字大頭川南の田 6 1 2 平方メートルの農地です。転用の目的は、コインランドリーです。転用に伴う埋立も行われず、整地のみの計画です。隣接農地への被害防除対策については、十分な距離を取りコインランドリーの建設を行います。また排水については雨水は敷地内で浸透、汚水は合併浄化槽で処理し排水路へ放流する計画です。両総土地改良区の同意書が添付されています。申請に必要な書類も全て整っており許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に申請番号 3 につきまして、中田委員より意見発表をお願いします。

3 番 番号 3 について説明いたします。本件は、農地法第 5 条の規定による使用貸借権の設定に関する転用の申請です。申請地は、南上宿字五丁目の畑 2 9 4 平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅用地です。転用に伴う土砂等の搬入はありません。また排水については雨水は接道の U 字溝へ放流、汚水は敷地内の既存汚水枳へ放流の計画です。地元区長の同意書が添付されております。7 月 3 0 日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っており許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に申請番号 4 につきまして私より意見発表をします。

8 番 番号4について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、下武射田字西大成の畑1筆991平方メートルの農地です。転用の目的は、貸駐車場です。大型トラック22台、軽・普通車18台の用地です。転用に伴い砕石を敷き詰め転圧処理を行います。隣接農地への被害防除対策については、周囲にフェンスを設置する計画です。また排水については雨水は敷地内浸透処理で、汚水はありません。申請に必要な書類も全て整っており許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、JA山武郡市グリーンプラザの北西、約500メートルに位置しています。転用の目的は駐車場用地です。譲受人は介護施設を運営しておりますが、従業員と来所者のための駐車場が不足しているため、既存施設に隣接する本申請地に駐車場用地を確保するものです。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、本申請地の面積は218平方メートルであり、既存施設の敷地面積960.03平方メートルの2分の1を超えないものであることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの借入れにより賄う計画となっており、融資証明書が添付されています。

申請番号2は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、嶺南幼稚園の南西、約350メートルに位置しています。転用の目的はコインランドリー用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号3は、使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。場所は、鴛嶺小学校の南西、約800メートルに位置しています。転用の目的は専用住宅1棟の建築です。譲渡人と譲受人の関係は、祖母と孫です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、金融機関からの融資及び自己資金により賄う計画となっており、融資証明書、分筆登記に係る費用の領収書が添付されています。

申請番号4は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、千葉県警察学校の東、約500メートルに位置しています。転用の目的は貸駐車場です。譲

受人は山武市で運送業を経営しております。今般、事業拡大に伴い、業務用の大型トラック及びドライバーの通勤用車両の駐車場を、山武市内にある会社倉庫に比較的近い本申請地に確保するものです。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、隣接地と一体で同一事業を行うために農地転用を行う場合で、事業目的達成のために農地転用が必要と認められ、かつ、開発面積に占める第1種農地の割合が3分の1以下であることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは議案第3号についてご説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第12条の規定により、意見を求められた案件は再認定1件、計画変更1件でございます。別冊の1ページをご覧ください。福俵の方です。営農類型は水稻です。経営改善につきましては、農地集積による規模拡大や作業の効率化を図るものです。機械・施設につきましては、色彩選別機やフレコンバック等を導入する予定です。

続きまして別冊の4ページをご覧ください。松之郷の方です。営農類型は複合経営です。この方は令和7年度6月の総会にてご審議いただきました計画の変更です。以前は個人での営農を予定しておりましたが、今後も親子での営農を継続するということになったため、親子での認定を取り直すものとなっております。

以上、再認定1件、計画変更1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第3号、農業経営改善計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。
次に、議案第4号、青年等就農計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは議案第4号についてご説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第14条の4の規定によりまして、意見を求めた案件は新規認定1件でございます。別冊の青年等就農計画認定申請書をご覧ください。営農予定日は令和7年9月です。家之子で営農を予定している方です。営農類型は露地野菜に取り組みます。技術の向上、設備の導入、耕作面積拡大することで所得増加を目指す計画です。

以上、新規認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第14条の4の各要件に該当しております。また山武農業事務所改良普及課が計画書の作成に携わっていることをお伝えします。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第4号、青年等就農計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員全員の賛成により原案どおり可決されました。
次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画について審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 それでは議案第5号、農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。議案書は10ページ、資料は別冊の農用地利用集積等促進計画をお願いいたします。本議案は、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、農地

中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農業委員会の意見を求められた案件でございます。

内容については、農地中間管理機構を介しての賃借権設定で、公平地区の耕作者1名への貸付となっております。権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第5号、農用地利用集積等促進計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員の全員の賛成により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第4号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の11ページから16ページをお願いいたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。6月26日から7月25日までに受付した案件は4件です。相続により所有権を取得したもので、いずれも斡旋等の希望はありません。

議案書の17ページをお願いいたします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。6月26日から7月25日までに受付した案件は1件です。双方合意による賃貸借の解約です。議案書の18ページをお願いいたします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。6件の照会があり、現地調査を7月10日と24日に実施いたしました。調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、すべて「非農地」で回答したものであります。

議案書の19ページをお願いいたします。

報告第4号「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について」です。令和7年6月27日付けで東金市長より、農地1筆について照会がありました。現地調査したところ、「一部非農地(宅地)」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議 長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、定例総会を閉会といたします。慎重審議ありがとうございました。

令和 7 年 8 月 5 日